

平成27年3月25日開催

## 新庄市農業委員会第10回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成27年3月）議事録

1. 開催日時                   平成27年3月25日（水）午前10時00分
2. 開催場所                   新庄市議会議場
3. 出席委員（19名）

1番 星川 豊	2番 高橋 眞
4番 樋口 彦弥	5番 高橋 敏行
6番 海藤 芳正	7番 伊藤 忠男
8番 今田 則雄	9番 畠腹 銀蔵
10番 清水 清秋	11番 小嶋 忠昭
12番 柏倉 嘉門	13番 佐藤喜代志
14番 今田 栄二	16番 吉野 昭男
17番 星川 勇吉	18番 清水 哲夫
19番 笹 行也	20番 三原 常男
21番 齋藤 謙二	

#### 4. 欠席した委員（2名）

3番 高橋 和彦 15番 井上 茂雄

#### 5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第39号 農地法第5条の規定による通知について
- 日程第 4 議案第40号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 議案第41号 農用地利用集積計画について
- 日程第 6 報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第 7 報告第21号 農業者年金に関する裁定請求等の確認について

#### 6. 出席した事務局職員

局 長	浅沼 玲子	主 査	鏡 彰広
主 事	鈴木 啓太		

#### 7. 総会議長

星川 豊

#### 8. 会議の概要

##### ○議長

ただいまより、平成27年度新庄市農業委員会第10回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

##### ○事務局長

現在の出席委員は19名でございます。選挙による委員の出席は14名、欠席通告者は、新庄地区の高橋和彦委員、萩野地区の井上茂雄委員の2名でございます。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第10回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

##### ○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に5番の高橋敏行委員と9番の畠腹銀蔵委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第38号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

ここで、笹行也委員、高橋眞委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席を求めます。

○議長

暫時休憩をします。

<「笹行也委員、高橋眞委員」退場>

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区3番までの21件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案38号、農地法第3条の規定による許可申請について新庄1番、18日に調査しましたところ、同一世帯、親から子への賃借権の移転ということで問題ありませんでしたので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄2番について、18日に調査した結果、事由は詳細の通りで問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄3番について、3月19日に調査確認いたしました。親戚関係であり、問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の4番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区4番ですが、19日に調査しました。二人は親子関係であり、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の5番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄5番、3月18日に調査しました。これまでの耕作者が死亡したため、親戚である△△さんに新たに耕作をお願いするための賃借権の設定でありますので、問題ありませんので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の6番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄6番ですが、3月18日に調査しました。こちらも5番同様にこれまでの耕作者が死亡したため、新たに賃借権を設定するということで、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の7番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄7番、3月18日に調査いたしました。同一世帯の親子間での使用貸借権の設定ということで問題ありませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟1番につきまして3月19日に調査確認しましたところ、事由は詳細の通りで問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の2番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟2番につきまして、3月19日に調査確認した結果、貸人の4名と△△さんは親戚関係であり、所有権を△△さんにまとめるということで問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の3番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区3番について、19日に調査した結果、稲舟地区2番と同様に問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区4番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区4番について、3月19日に調査したところ、事由は詳細の通りで問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区5番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区5番について、3月19日に調査したところ、事由は詳細の通りであり、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区1番について19日に調査確認の結果、同一世帯での経営移譲年金受給のための使用貸借権の再設定ということで、問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いします。

○9番

萩野地区2番について、調査報告いたします。3月19日に確認したところ、△△さんの農地を△△さんが購入するということで、問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○11番

18日に萩野地区3番について調査した結果、同一世帯の経営移譲のための使用貸借権の設定でありまして、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区4番についての調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区4番について、18日に調査確認したところ、3番同様、経営移譲年金受給のための同一世帯での使用貸借権設定でありますので、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に萩野地区5番についての調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区5番につきまして、3月19日に調査確認したところ、同一世帯で経営移譲年

金受給のための使用貸借権の設定でありまして、何ら問題ありませんでしたので、よろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に萩野地区6番についての調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区6番につきまして、3月19日に調査したところ、問題ありませんでしたのでよろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○18番

八向1番について3月18日に聴き取り調査をしたところ、△△さんの田んぼの中に、△△さんの田んぼが入っていたため、これまでは貸借をしていました。この度売買ということでまとまりましたので、問題ありませんでしたのでよろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に八向地区2番についての調査報告をお願いします。

○18番

八向地区2番について、3月18日の日に調査いたしました。△△さんに売ってほしいと申し出たところ承諾したとのことでしたので、問題ありませんでした。よろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に八向地区3番についての調査報告をお願いします。

○18番

八向地区3番について、3月18日に調査いたしました。事由は詳細の通りで、貸借権の新規設定でありますので、なんら問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第38号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第38号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

<「笹行也委員、高橋真委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

次に、日程第3、議案第39号農地法第5条の通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第39号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区2件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、新庄地区2件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番、3月18日に調査確認をしたところ、事由は詳細の通りであります。なんら問題ありませんでしたので、よろしくようお願いいたします。

○議長



はい、ご苦労様でした。次に新庄地区2番についての調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区2番について18日に調査したところ、こちらも事由は詳細の通り、許可相当と認めましたので、何ら問題ありませんでした。よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第39号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第39号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第40号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第40号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番から八向地区3番まで15件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、15件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○19番

農地法第18条第6項の規定による通知についえ、新庄地区1番、3月19日に調査確認しました。賃借人の死亡による合意解約ということであり、また解約した農地について

も次の耕作者が決まりつつあるということで、問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○19番

新庄地区2番について、3月19日に調査いたしました。1番同様、賃借人の死亡による合意解約ということであり、また次の耕作者も決まりつつありますので問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○19番

新庄地区3番について、3月19日に調査いたしました。1番同様、賃借人の死亡による合意解約ということであり、また次の耕作者も決まりつつありますので問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の4番について調査報告をお願いします。

○5番

新庄地区4番についてご報告いたします。3月19日に調査いたしました。△△さんに借りていた農地を返すということで、問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の5番について調査報告をお願いします。

○20番

19日に調査したところ、事由は詳細の通り問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の6番について調査報告をお願いします。

○8番

18日に調査したところ、借人の死亡による合意解約でしたので、問題ありませんでした。よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の7番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄7番、3月18日に調査いたしました。借人の死亡による合意解約ですので、問題ありませんでした。よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区1番について、3月19日に調査確認したところ、事由は詳細の通り、問題ありませんでしたのでよろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の2番について調査報告をお願いします。

○2番

3月19日に稲舟地区2番について調査いたしました。当該土地の合意解約でありまして、問題ございませんでしたのでよろしく願いいたします。また、農用地利用集積計画関連でもあります。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の3番について調査報告をお願いします。

○16番

3月19日に調査確認した結果、△△さんの体の具合が良くないということで、この度農地を返すこととなりまして、問題ありませんでしたのでよろしく願いいたします。また、農用地利用集積計画関連でもあります。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の4番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区3番と同様に3月19日に調査したところ、△△さんが体を壊し、△△さんに

返すということですので問題ありませんでした。農用地利用集積計画関連です。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の5番について調査報告をお願いします。

○16番

3月19日に調査確認したところ、事由は詳細の通りです。また、農用地利用集積計画関連です。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区1番について3月18日に調査いたしました。農地法第3条関連であり、問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の2番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区2番について、3月18日に調査いたしました。こちらも農地法第3条で売買をするための合意解約でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区3番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区3番について、3月18日に調査いたしました。△△さんが営農することが難しいということで、△△さんに返すということでした。また、農用地利用集積計画関連ですので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第40号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第40号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第41号農用地利用集積計画についてを上程いたします。

ここで、吉野昭男委員、高橋眞委員、海藤芳正委員、樋口彦弥委員、伊藤忠男委員、清水哲夫委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席を求めます。

○議長

暫時休憩をします。

<「吉野昭男委員、高橋眞委員、海藤芳正委員、樋口彦弥委員、伊藤忠男委員、清水哲夫委員」退場>

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第41号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区12番までの58件につきまして、議案書に基づき朗読し、ご説明いたします。

(議案書を朗読し、個別の農用地利用集積計画の要請内容を説明)

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

どうもご苦勞様でした。ただいま事務局より説明のあった農用地利用集積計画の所有権移転12件、賃借権設定46件について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第41号農用地利用集積計画について、

原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第41号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

<「吉野昭男委員、高橋眞委員、海藤芳正委員、樋口彦弥委員、伊藤忠男委員、清水哲夫委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第6、報告第20号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第20号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区1番までの8件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、8件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦勞様でした。ただいまの報告第18号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第20号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第7、報告第21号農業者年金に関する裁定請求等の確認についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第21号農業者年金に関する裁定請求等の確認について、新庄地区3件、萩野地区

3件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、6件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第21号農業者年金に関する裁定請求等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第21号農業者年金に関する裁定請求等の確認については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。これをもちまして、新庄市農業委員会第10回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成27年3月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 高橋 敏行

議事録署名委員 畠腹 銀蔵